

○ 証券仲介業者に関する内閣府令（平成十五年内閣府令第 号）

証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）及び証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、証券仲介業者に関する内閣府令を次のように定める。

平成十五年 月 日

内閣総理大臣 小泉純一郎

証券仲介業者に関する内閣府令

（登録の申請）

第一条 証券取引法（以下「法」という。）第六十六条の二の登録を受けようとする者は、別紙様式第一号により作成した法第六十六条の三第一項の登録申請書の写し一通及び同条第二項の規定による添付書類一部を添付して、その者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長又は福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）に提出しなければならない。

（登録申請書のその他の記載事項）

第二条 法第六十六条の三第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 個人であるときは、他の会社の常務に従事している場合にあつては、当該他の会社の商号及び事業の種類

二 法人であるときは、その役員（法第二十一条第一項第一号に規定する役員をいう。以下同じ。）が他の会社の常務に従事し、又は事業を営んでいる場合にあつては、当該役員の名氏並びに当該他の会社の商号及び事業の種類

三 所属証券会社等（法第六十六条の三第一項第四号に規定する所属証券会社等をいう。以下同じ。）が二以上あるときは、登録申請者の事故（法第六十六条の十四において準用する法第四十二条の二第三項に規定する事故をいう。）につき、当該事故による損失の補てんを行う所属証券会社等の商号又は名称

（業務の内容及び方法）

第三条 法第六十六条の三第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 業務の内容及び方法

二 法人であるときは、業務分掌の方法

(登録申請書の添付書類)

第四条 法第六十六条の三第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 個人であるときは、履歴書及び住民票の抄本又はこれに代わる書面

二 法人であるときは、役員の履歴書及び住民票の抄本又はこれに代わる書面並びに役員が法第二十八条の四第一項第九号イからトまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

三 所属証券会社等との間の証券仲介業に係る業務の委託契約に係る契約書の写し

四 第二条第三号に掲げる事項に係る契約書の写し

(電磁的記録)

第五条 法第六十六条の三第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、工業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本工業規格(以下この条において「日本工業規格」という。)X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジに該当する構造の磁気ディスクとする。

2 前項の電磁的記録への記録は、次に掲げる方法に従ってしなければならない。

一 トラックフォーマットについては、日本工業規格X六二二五に規定する方式

二 ポリウム及びファイル構造については、日本工業規格X〇六〇五に規定する方式

3 第一項の電磁的記録には、日本工業規格X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一 登録申請者の商号、名称又は氏名

二 登録申請年月日

(証券仲介業者登録簿の縦覧)

第六条 証券仲介業者が現に受けている登録をした財務局長等は、その登録をした証券仲介業者に係る証券仲介業者登録簿を当該証券仲介業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局又は福岡財務支局に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

(届出の手続等)

第七条 法第六十六条の六第一項又は第三項の規定により届出を行う証券仲介業者は、別表第一上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書に同表下欄に定める書類を添付して、財務局長等

に提出しなければならない。

2 財務局長等は、証券仲介業者からその管轄する区域を超えて主たる営業所又は事務所の位置を変更したことの届出書を受理した場合には、当該届出書及び証券仲介業者登録簿のうち当該証券仲介業者に係る部分その他の書類を、当該届出に係る変更後の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長等に送付するものとする。

3 前項の規定による書類の送付を受けた財務局長等は、当該証券仲介業者を証券仲介業者登録簿に登録するものとする。

(標識の様式)

第八条 法第六十六条の七第一項に規定する内閣府令で定める様式は、別紙様式第二号に定めるものとする。

(明示事項)

第九条 法第六十六条の十第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 所属証券会社等が二以上ある場合において、顧客が行おうとする取引につき顧客が支払う手数料が所属証券会社等により異なる場合は、その旨

二 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第二項に規定する投資顧問業を営む場合において、投資顧問業の顧客に対し証券仲介行為（法第二条第十一項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。）を行う場合（一定の期間における証券仲介行為に係る報酬の額が、当該証券仲介行為の回数にかかわらず一定となっている場合であつて、あらかじめ当該報酬の形態や当該報酬の額を顧客に対し明示している場合を除く。）は、当該証券仲介行為により得ることとなる報酬の額（あらかじめ報酬の額が確定しない場合においては、当該報酬の額の算定方法）

三 所属証券会社等が二以上ある場合は、顧客の取引の相手方となる所属証券会社等の商号又は名称（密接な関係を有する者から除かれる者）

第十条 証券取引法施行令（以下「令」という。）第十八条の二第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げるものとする。

一 証券会社及び外国証券会社

二 銀行

三 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第二条第一項に規定する協同

組織金融機関

四 保険会社

(関係親法人等となる者)

第十一条 令第十八条の二第三号イ(4)に規定する内閣府令で定めるものは、同号イ(4)に規定する関係親法人等の総株主の議決権(法第五十四条第一項第四号に規定する総株主の議決権をいう。次条及び第十三条において同じ。)の百分の五十を超える議決権を法人その他の団体(以下「法人等」という。)又は当該法人等及びその関係子法人等(令第十八条の二第三号イ(6)に規定する関係子法人等をいう。次条において同じ。)が保有している場合における当該法人等とする。

(関係子法人等となる者)

第十二条 令第十八条の二第三号イ(6)に規定する内閣府令で定めるものは、関係子法人等及びその関係子法人等又は当該関係子法人等が他の法人等の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該他の法人等とする。

(禁止行為)

第十三条 法第六十六条の十三第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等（それぞれ法第四十二条第一項第九号に規定する有価証券指数等先物取引等又は有価証券オプション取引等をいう。以下同じ。）若しくは外国市場証券先物取引等（法第四十二条第二項に規定する外国市場証券先物取引等をいう。以下同じ。）に関し、虚偽の表示をし又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

二 有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等につき、顧客に対して特別の利益を提供することを約して勧誘する行為

三 特定の銘柄の有価証券、有価証券指数（有価証券指数と類似の指数であつて外国市場証券先物取引のうち有価証券指数等先物取引と類似の取引に係るものを含む。）又はオプション（オプションと類似の権利であつて外国市場証券先物取引のうち有価証券オプション取引と類似の取引に係るものを含む。以下同じ。）について、実勢を反映しない作為的相場が形成されることとなることを知りながら一連の有価証券の売買等（有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証

券先物取引をいう。以下同じ。）の媒介をする行為

四 個人である証券仲介業者又は証券仲介業者の役員若しくは使用人（証券仲介業に従事する者に限る。）

）が専ら投機的利益の追求を目的として有価証券の売買等をする行為

五 顧客の有価証券の売買等が法第百六十六条第一項若しくは第三項又は法第百六十七条第一項若しくは第三項の規定に違反すること又は違反するおそれのあることを知りながら、当該売買等の媒介をする行為

六 有価証券の売買その他の取引又は有価証券オプション取引に係る媒介につき、顧客に対して当該有価証券の発行者（有価証券オプション取引にあつては、オプションが行使された場合に成立する売買に係る有価証券の発行者）の公開買付けに関する非公開情報（法第二十七条の二第一項に規定する公開買付け（同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。）、これに準ずる株券等（同項に規定する株券等をいう。）の買集め及び法第二十七条の二十二の二第一項に規定する公開買付け（同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。）の実施又は中止の決定に係る公表されていない情報をいう。）を提供して勧誘する行為

七 専ら現に保有している特定の銘柄の有価証券の売付けを目的として、不特定かつ多数の顧客に対し、当該有価証券又は当該有価証券の売買に係るオプションの買付け（オプションにあつては、取得又は付与）の媒介の申込みを一定期間継続して一斉にかつ過度に勧誘する行為

八 専ら現に保有している特定の銘柄の有価証券の売買に係るオプションの付与を目的として、不特定かつ多数の顧客に対し、当該有価証券又は当該オプションの買付け若しくは売付け（オプションにあつては、取得又は付与）の媒介の申込みを一定期間継続して一斉にかつ過度に勧誘する行為

九 不特定かつ多数の顧客に対し、特定かつ少数の銘柄の有価証券の売買に係るオプションの取得若しくは付与の媒介の申込みを一定期間継続して一斉にかつ過度に勧誘する行為で、当該有価証券の公正な価格形成を損なうおそれがあるもの

十 不特定かつ多数の顧客に対し、特定かつ少数の銘柄の有価証券又は当該有価証券の売買に係るオプションの買付け若しくは売付け（オプションにあつては、取得又は付与）の媒介の申込みを一定期間継続して一斉にかつ過度に勧誘する行為で、当該オプションの公正な対価の額の形成を損なうおそれがあるもの

十一 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第二項に規定する投資顧問業者を営む場合には、当該投資顧問業に係る助言に基づいて顧客が行った有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引（以下この条において「有価証券の売買その他の取引等」という。）又は同条第四項に規定する投資一任契約に基づいて顧客のために行った有価証券の売買その他の取引等を結了させ、又は反対売買を行わせるため、当該顧客以外の顧客に対して有価証券の売買その他の取引等を勧誘する行為

十二 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十六項に規定する投資信託委託業を営む場合には当該業務に基づく信託財産の運用の指図に係る有価証券の売買その他の取引等又は同条第十七項に規定する投資法人資産運用業を営む場合には当該業務に基づく投資法人の資産の運用に係る有価証券の売買その他の取引等を結了させ、又は反対売買を行わせるため、当該信託財産又は投資法人に係る顧客以外の顧客に対して有価証券の売買その他の取引等を勧誘する行為

十三 確定拠出年金運営管理業（確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二条第七項に規定する確定拠出年金運営管理業をいう。次号において同じ。）を営む場合において、当該確定拠出年金運営管

理に係る加入者等（同法第二条第七項第一号に規定する加入者等をいう。以下この条において同じ。）による運用の指図（有価証券の売買に係るものに限る。次号において同じ。）に関する情報を利用して、当該加入者等以外の顧客に対して有価証券の売買その他の取引等の委託等を勧誘する行為

十四 確定拠出年金運営管理業を営む場合において、当該確定拠出年金運営管理業に係る加入者等による運用の指図に基づいて行った有価証券の売買を結了させるため、当該加入者等以外の顧客に対して有価証券の売買その他の取引等を勧誘する行為

十五 証券仲介業者又はその役員若しくは使用人が顧客に関する非公開情報（当該証券仲介業者若しくはその親法人等若しくは子法人等の役員若しくは使用人が職務上知り得た顧客の有価証券の売買等に係る注文の動向その他の特別の情報をいう。）を、その親法人等若しくは子法人等から受領する行為又はその親法人等若しくは子法人等に提供する行為（当該証券仲介業者若しくはその親法人等若しくは子法人等又はそれらの役員若しくは使用人による非公開情報の提供につき事前に当該顧客の書面による同意がある場合を除く。）

2 前項第十五号の「親法人等」とは、証券仲介業者の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有

していることその他の当該証券仲介業者と密接な関係を有する法人等として次に掲げる要件のいずれかに該当する者をいう。

一 法人等で、証券仲介業者の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者（特定の要件に該当する者を除く。）

イ 次に掲げる者が保有している当該証券仲介業者の議決権の数の合計が、当該証券仲介業者の総株主の議決権の百分の五十を超えていること。

(1) 当該法人等

(2) 当該法人等の役員及び主要株主（総株主の議決権の百分の十以上の議決権を保有している株主、社員、会員、組合員又は出資者をいう。以下この条において同じ。）

(3) (2)に掲げる者の親族（配偶者並びに二親等内の血族及び姻族に限る。以下この条において同じ。）

(4) (1)から(3)までに掲げる者が、当該法人等以外の法人等（以下この号において「他の法人等」という。）の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該他の法人等

及びその役員

ロ イ(2)から(4)までに掲げる者並びに当該法人等の役員であつた者（役員でなくなった日から二年を経過するまでの者に限る。）及び使用人が、当該証券仲介業者の取締役若しくは執行役（理事その他これに準ずる者を含む。以下この条において同じ。）又はその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めていること。

二 法人等であつて、当該法人等及び次に掲げる者が保有している当該証券仲介業者の議決権の数の合計が、当該証券仲介業者の総株主の議決権の百分の五十を超えている場合における当該法人等及びこれに準ずる者として金融庁長官が指定した者

イ 当該法人等の役員及びその親族

ロ 当該法人等の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している法人等又は当該法人等の取締役会等を支配している法人等

ハ 当該法人等並びにイ及びロに掲げる者が総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している法人等又は当該法人等若しくはロに掲げる者が取締役会等を支配している法人等

3 前項第二号ロに掲げる者（この項の規定により同号ロに掲げる者とみなされる者を含む。以下この項において同じ。）の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している法人等又は同号ロに掲げる者の取締役会等を支配している法人等は、同号ロに掲げる者と、同号ハに掲げる者（この項の規定により同号ハに掲げる者とみなされる者を含む。以下この項において同じ。）が単独で総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している法人等又は同号ハに掲げる者が取締役会等を支配している法人等は、同号ハに掲げる者とみなして、前項の規定を適用する。

4 第一項第十五号の「子法人等」とは、証券仲介業者が総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有していることその他の当該証券仲介業者と密接な関係を有する法人等として次に定める要件のいずれかに該当する者をいう。

一 次に掲げる要件のいずれかに該当する法人等（特定の要件に該当する者を除く。）

イ 次に掲げる者が保有している当該法人等の議決権の数の合計が、当該法人等の総株主の議決権の百分の五十を超えていること。

(1) 当該証券仲介業者

(2) 当該証券仲介業者の役員及び主要株主

(3) (2)に掲げる者の親族

(4) (1)から(3)までに掲げる者が、当該法人等以外の法人等（以下この号において「他の法人等」という。）の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該他の法人等及びその役員

ロ イ(2)から(4)までに掲げる者並びに当該証券仲介業者の役員であった者（役員でなくなった日から二年を経過するまでの者に限る。）及び使用人が、当該法人等の取締役若しくは執行役又はその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めていること。

二 法人等であつて、当該証券仲介業者及び次に掲げる者が保有している当該法人等の議決権の数の合計が、当該法人等の総株主の議決権の百分の五十を超えている場合における当該法人等及びこれに準ずる者として金融庁長官が指定した者

イ 当該証券仲介業者の役員及びその親族

ロ 当該証券仲介業者の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している法人等又は当該証

券仲介業者の取締役会等を支配している法人等

ハ 当該証券仲介業者並びにイ及びロに掲げる者が総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している法人等又は当該証券仲介業者若しくはロに掲げる者が取締役会等を支配している法人等

5 前項第二号ロに掲げる者（この項の規定により同号ロに掲げる者とみなされる者を含む。以下この項において同じ。）の過半数の議決権を保有している法人等又は同号ロに掲げる者の取締役会等を支配している法人等は、同号ロに掲げる者と、同号ハに掲げる者（この項の規定により同号ハに掲げる者とみなされる者を含む。以下この項において同じ。）が単独で総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している法人等又は同号ハに掲げる者が取締役会等を支配している法人等は、同号ハに掲げる者とみなして、前項の規定を適用する。

6 第二項第一号及び第四項第一号に規定する「特定の要件に該当する者」とは、次に掲げる要件のいずれかに該当する者をいう。

一 専ら当該証券仲介業者又は当該証券仲介業者及び当該証券仲介業者の親法人等若しくは子法人等である証券仲介業者又は証券会社の証券仲介業又は証券業の遂行のための業務を行っていること。

二 外国の法人その他の団体であつて、国内に営業所その他これに準ずるものを有していないこと。

三 専ら当該証券仲介業者又は当該証券仲介業者及び当該証券仲介業者の親法人等若しくは子法人等の業務の遂行のための業務（顧客の非公開情報に関連する業務を除く。）を行っていること（第一号に該当する場合を除く。）。

7 第二項から第五項までに規定する「取締役会等を支配している」とは、一の法人等の役員若しくは使用人又はこれらであつた者が他の法人等の取締役会その他これに類する機関の構成員の過半数を占めていることをいう。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて当該一の法人等が当該他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが明らかであると認められるときは、この限りでない。

8 証券仲介業者、第二項第一号イ(1)に掲げる者、同号イ(2)に規定する株主（法人等であるものに限る。）
、同号イ(4)に規定する他の法人等、第四項第一号イ(1)に掲げる者及び同号イ(4)に規定する法人等の株式又は出資に係る議決権の保有の判定に当たつて、その保有する議決権には、他人（仮設人を含む。以下この条において同じ。）の名義によつて保有する議決権及び次に掲げる場合における株式又は出資に係る議決

権を含むものとする。

一 売買その他の契約に基づき株式の引渡請求権を有する場合

二 金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株式の発行者である会社の株主としての議決権又は出資先である法人の社員としての議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合

三 投資一任契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株式又は出資に投資するのに必要な権限を有する場合

四 株式の売買の一方の予約を行っている場合（当該売買を完結する権利を有し、かつ、当該権利の行使により買主としての地位を取得する場合に限る。）

五 株式の売買に係るオプションの取得（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該取引において買主としての地位を取得するものに限る。）をしている場合

9 証券仲介業者、第二項第一号イ(1)に掲げる者、同号イ(2)に規定する株主（法人等であるものに限る。）
、同号イ(4)に規定する他の法人等、第四項第一号イ(1)に掲げる者及び同号イ(4)に規定する法人等の株式に

係る議決権の保有の判定に当たって、その保有する議決権（他人の名義によって所有する株式及び前項各号に掲げる場合における株式に係る議決権を含む。）からは、次に掲げる株式に係る議決権を除くものとする。

一 信託業を営む者が信託財産として所有する株式（その者が前項第二号及び第三号に掲げる権限を有する場合を除く。）

二 証券業を営む者が引受け又は売出しを行う業務により所有する株式（引受けの場合にあつては当該株式の払込期日の翌日以後、売出しの場合にあつては当該株式の受渡期日の翌日以後所有するものに限る。）

三 売付けの約定をして受渡しを終わっていない株式（約定日から五日（日曜日及び令第十四条の五に規定する休日の日数は、算入しない。）以内に受渡しを行うもの）に限り、次号に掲げる取引により売付けの約定をした株式を除く。）

四 証券取引所で行われる銘柄の異なる株式の集合体を対象とする有価証券先物取引を行ったことにより所有している株式（当該先物取引の売買最終日の翌日以後所有するものを除く。）

10 第二項第一号イ(2)に規定する役員及び株主（法人等でないものに限る。）、同号イ(3)に掲げる者、同号イ(4)に規定する役員、第四項第一号イ(2)に規定する役員、同号イ(3)に掲げる者並びに同号イ(4)に規定する役員の株式に係る議決権の保有の判定に当たって、その保有する議決権（他人の名義によって所有する株式及び第八項各号に掲げる場合における株式又は出資に係る議決権を含む。）には、第九項各号に掲げる株式に係る議決権及び次に掲げる株式又は出資に係る議決権を含まないものとする。

一 相続財産に属する株式又は出資（当該相続財産の相続人（共同相続の場合を除く。）が単純承認（単純承認をしたものとみなされる場合を含む。）若しくは限定承認をしていないもの又は当該相続財産の共同相続人が遺産の分割を終えていないものに限る。）

二 法人の代表権を有する者又は法人の代理権を有する支配人が、当該代表権又は代理権に基づき、議決権を行使することができる権限若しくは当該議決権の行使について指図を行うことができる権限又は投資を行うのに必要な権限を有する当該法人の所有する株式若しくは出資

三 会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株式の取得（一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一当たりの拠出金額が

って媒介する」と、行為規制等府令第九条第一号中「前条」とあるのは「証券仲介業者に関する内閣府令第十四条第三項において準用する第八条」と読み替えるものとする。

2 行為規制等府令第六条第一項の規定は、法第六十六条の十四において準用する法第四十二条の二第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合について、行為規制等府令第六条第二項の規定は、所属証券会社等による証券仲介業者に係る事故等の財務局長等への報告について、それぞれ準用する。この場合において、行為規制等府令第六条第一項第五号中「証券会社の代表者等」とあるのは「証券仲介業者又はその代表者等」と、「前条」とあるのは「証券仲介業者に関する内閣府令第十四条第一項において準用する第五条」と、「前条」と、同項第六号中「証券会社の代表者等」とあるのは「証券仲介業者又はその代表者等」と、「前条」とあるのは「証券仲介業者に関する内閣府令第十四条第一項において準用する第五条」と、「法定帳簿」とあるのは「法定帳簿、証券仲介業者に関する内閣府令第十八条に規定する証券仲介補助簿」と、同条第二項中「証券会社」とあるのは「所属証券会社等」と、「本店又はその他の営業所」とあるのは「証券仲介業者の営業所若しくは事務所」と、「第八条」とあるのは「証券仲介業者に関する内閣府令第十四条第三項において準用する第八条」と読み替えるものとする。

3 行為規制等府令第八条の規定は、法第六十六条の十四において準用する法第四十二条の二第五項に規定する内閣府令で定める事項について準用する。この場合において「証券会社」とあるのは「所属証券会社等」と、「代表者等の氏名又は部署の名称」とあるのは「証券仲介業者の商号若しくは名称並びに代表者等の氏名及び部署の名称」と読み替えるものとする。

4 法第六十六条の十四において準用する法第四十二条の二第五項の規定により確認申請書を提出しようとする所属証券会社等は、確認申請書及びその添付書類の正本一通並びにその写し一通を事故の発生した証券仲介業者の営業所又は事務所を管轄する財務局長等に提出しなければならない。

(業務の状況につき是正を加えることが必要な場合)

第十五条 法第六十六条の十四において準用する法第四十三条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げるものとする。

- 一 あらかじめ顧客の意思を確認することなく、頻繁に顧客の有価証券の売買等の媒介をしている状況
- 二 不特定かつ多数の投資者を勧誘して有価証券の売買等についての委任を受けている者(法令に準拠して証券取引行為(法第二条第八項各号に掲げる行為をいう。)を行う者を除く。)から、当該投資者の

計算において行う取引であることを知りながら、あらかじめ当該投資者の意思を確認することなく有価証券の売買等の媒介をしている状況

三 証券仲介業者が取得した有価証券の発行者に関する非公開情報の管理又は顧客の有価証券の売買その他の取引若しくは有価証券オプション取引等に関する管理が不公正な取引の防止上十分でないと認められる状況

四 証券仲介業者が、証券仲介業を行う営業所又は事務所を金融機関（銀行、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二条第一項に規定する協同組織金融機関、信託会社その他令第一条の九各号に掲げる金融機関をいう。）の本店その他の営業所若しくは事務所又はその代理店と同一の建物に設置してその業務を営む場合において、顧客が当該証券仲介業者を当該金融機関と誤認することを防止するための適切な措置を講じていないと認められる状況

五 証券仲介業者が、電気通信回線に接続している電子計算機を利用してその業務を営む場合において、顧客が当該証券仲介業者を所属証券会社等又はその他の者と誤認することを防止するための適切な措置を講じていないと認められる状況を講じていないと認められる状況

六 投資信託受益証券等（投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託若しくは外国投資信託の受益証券（証券会社に関する内閣府令第二十一条第二号イからハまでに掲げるもの及びこれらと同様の性質を有するものを除く。）、投資証券又は外国投資証券で投資証券に類する証券をいい、証券取引所に上場されているもの及び法第七十六条に規定する店頭売買有価証券に該当するものを除く。以下この号において同じ。）の乗換え（現に保有している投資信託受益証券等に係る投資信託契約の一部解約若しくは投資口の払戻し又は投資信託受益証券等の売付け若しくはその委託等を伴う投資信託受益証券等の取得又は買付け若しくはその委託等をいう。以下この号において同じ。）を勧誘するに際し、顧客（法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家を除く。）に対して、当該乗換えに関する重要な事項について説明を行っていない状況

七 法第二条第十一项第三号に掲げる行為により債券（同条第一項第四号に掲げる有価証券又は同項第九号に掲げる有価証券であつて同項第一号から第四号までのいずれかに掲げる有価証券の性質を有するものをいう。）を取得させようとする際に、当該債券の取得又は買付けの申込みの期間中に生じた投資判断に影響を及ぼす重要な事象について、個人である顧客に対して説明を行っていない状況

八 証券仲介業に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況

九 証券仲介業者が取得した顧客の特別な情報（証券仲介業者が証券仲介行為を行うために所属証券会社等に対し提供する必要があると認められる情報及び所属証券会社等が当該証券仲介業者の事故による損失の補てんを行うために必要であると認められる情報を除く。）を、事前に顧客の書面による同意を得ることなく、所属証券会社等に提供している状況

（証券仲介業に関する報告書の作成等）

第十六条 法第六十六条の十五第一項の規定により証券仲介業者が提出する報告書は、別紙様式第三号により作成しなければならない。

（報告書の縦覧）

第十七条 財務局長等は、その登録をした証券仲介業者の直前営業年度又は直前事業年度に係る前条の報告書のうち、顧客の秘密を害するおそれのある事項及び当該証券仲介業者の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項を除き投資者保護に必要と認められる部分を、当該証券仲介業者の主たる営業所又は事務所を管轄する財務局又は福岡財務支局に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

（業務に関する書類の作成等）

第十八条 法第百八十八条の規定により証券仲介業者が作成し、保存しなければならない書類（以下「証券仲介補助簿」という。）は、別表第二に定めるところにより作成し、作成後五年間これを保存しなければならない。

（報告書等の提出先）

第十九条 法第六十六条の十五の報告書その他この府令の規定により証券仲介業者が財務局長等に提出する書類（第三項において「報告書等」という。）の提出先は、証券仲介業者が現に受けている登録をした財務局長等とする。

2 法第六十六条の二十三において準用する法第六十四条第三項の登録申請書の提出先及び法第六十六条の二十三において準用する法第六十四条の四の規定による届出先は、いずれかの所属証券会社等が加入する証券業協会とする。

3 証券仲介業者が報告書等を財務局長等に提出しようとする場合において、当該証券仲介業者等の主たる営業所又は事務所の所在地が財務事務所、小樽出張所又は北見出張所の管轄区域内にあるときは、当該

証券仲介業者は、当該報告書等及びその写し一通を財務事務所長、小樽出張所長又は北見出張所長を経由して提出しなければならない。

(標準処理期間)

第二十条 金融庁長官等は、法第六十六条の二の登録に関する申請があつた場合は、その申請が事務所に到達した日から二月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

2 金融庁長官又は財務局長等は、法第六十六条の十四において準用する法第四十二条の二第三項の事故の確認に関する申請があつた場合は、その申請が事務所に到達した日から一月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

3 前二項の期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

- 一 当該申請を補正するために要する期間
- 二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間
- 三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間

別紙第一（第七条関係）

届出事項	記載事項	添付書類
証券仲介業を 役員の変更 変更 という。の て「商号等」 この表におい は氏名（以下 この表におい て「商号等」 という。の 変更	一 新商号等 二 旧商号等 三 変更年月日 一 変更があつた役員の氏名 二 就任又は退任年月日	当該変更の理由書及び当該変更に係る事項を記載した登記簿の謄本又はこれに代わる書面 一 会社登記簿抄本 二 履歴書（以下新任の場合のみ） 三 住民票の抄本又はこれに代わる書面 四 法第二十八条の四第一項第九号イからトのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面 設置した営業所等の組織及び人員配置を記載した書

<p>営業所等の名称の変更</p>	<p>営業所等の位置の変更</p>	<p>行う営業所又は事務所（以下この表において「営業所等」という。）の設置</p>
<p>一 新名称 二 旧名称</p>	<p>一 位置の変更をした営業所等の名称 二 変更後の所在地 三 変更前の所在地 四 変更年月日</p>	<p>二 所在地 三 営業開始年月日</p>
		<p>面</p>

	<p>三 変更年月日</p> <p>一 廃止した営業所等の名称</p> <p>二 所在した場所</p> <p>三 廃止年月日</p>	<p>営業所等の廃止</p>	<p>所属証券会社等の変更</p> <p>一 新たに証券会社又は登録金融機関（以下この表において「証券会社等」という。）から委託を受けることとなった場合には、当該証券会社等の商号又は名称及び当該委託を受けて行う業務を開始する年月日</p> <p>二 証券会社等から委託を受</p>	<p>新たに委託を受けることとなった場合には、当該委託に係る契約書の写し</p>
--	--	----------------	--	--

<p>証券仲介業者 又はその役員 が常務に従事 する他の会社 の変更</p>	<p>他に営んでい る事業の変更</p>	
<p>名称 なった他の会社の商号又は 二 常務に従事しないことと</p>	<p>一 新たに行う事業の種類 二 廃止した事業の種類</p>	<p>けなくなった場合には、当 該証券会社等の商号又は名 称及び委託を受けて行っ た業務を廃止した年月日</p>

<p>証券仲介業者 に係る事故に つき、損失の 補てんを行う 所属証券会社</p>	<p>証券仲介業者 の役員が営ん でいる事業の 変更</p>	
<p>一 変更後の内容 二 変更年月日 三 変更の理由</p>	<p>一 新たに行う事業の種類 二 廃止した事業の種類</p>	<p>三 現在常務に従事している 他の会社の変更後の商号又 は名称及び事業の種類の変 更</p>
<p>当該変更に係る理由書</p>		

別表第二（第十八条関係）

証券仲介補助	法定帳簿の種類 類	所属証券会社等の自己又は委	記載事項	一 原則として顧客から取引の申込みを受けたとき	記載要領等
業務の内容又は方法は方法の変更	等の変更（所属証券会社等が複数ある場合に限る。）	一 変更の内容 二 変更年月日 三 変更の理由	変更後の業務の内容及び方法を記載した書類		

託の別、顧客名、銘柄（顧客が授受する金銭の額の算出に係る指標（金利、通貨の種類、有価証券指数又は有価証券の銘柄。以下この表において同じ。）を含む。以下この表において同じ。）、売り又は買いの別、申込を受けた数量、約定数量、指値又は成行の別、取引の種類、申込を受けた日時、約定日時、約定価格、信用取引については弁済期限、債券売買については受渡

に作成すること。

二 日付順に記載して保存することを要する。

三 先物取引に係る証券取引所の定める限月間スプレッド取引については、スプレッドで受注した旨及び受注スプレッドを記載する。

四 同一日において価格が変動しない投資信託受益証券及び外国投資信託証券に係るものについては、顧客名、ファンド名、買い又は募集・売り又は解約の別、数量、申込を受けた日、約定日の記載をもって 上記の記載に代えることができる。

五 現先取引に係る委託現先か自己現先かの別及び期間利回りについて、判別できるようにしておくこと。

日、現先取引についてはその旨の表示及びスタート分かエ

六 約定されなかったものに係る記載部分についても保存するものとする。

ンド分かの別、先物取引（有価証券先物取引及び有価証券指数等先物取引をいう。以下この表において同じ。）については、限月及び新規又は決済の別、有価証券オプション取引及び選択権付債券売買については、権利行使期間、権利行使価格、プット又はコールの別、新規、権利行使、転売、買戻し又は相殺の別、限

月及び対価の額又は選択権料、空売りである場合にはその旨（取引の内容に係る部分については、証券仲介業者が知り得る事項について記載するものとする。）

附 則

この府令は、平成十六年四月一日から施行する。

		年	月	日
財務（支）局長 殿				
申請者	主たる営業所等の住所 商号又は名称 氏名 （法人にあつては、代表者の氏名）			印
登 録 申 請 書				
証券取引法第 66 条の 2 の規定により証券仲介業者の登録を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。				

（記載上の注意）

- 1 印影は、印鑑届をしている印章により押印することとするが、やむを得ない事由があるときは署名に
よることができる。
- 2 押印した印章に係る印鑑証明書を添付すること（署名の場合を除く。）

* 登 録 番 号	財務(支)局長(仲)第 号(年 月 日)	
1. 法人・個人の別	法 人	個 人
(ふりがな)		
2. 商号又は名称		
(ふりがな)		
3. 氏 名		
4. 役員 の 氏 名	別添1のとおり	
5. 証券仲介業を行う営業所 又は事務所の名称及び所 在地	別添2のとおり	
6. 所属証券会社等の商号又 は名称	別添3のとおり	
7. 他に行っている事業の種 類	別添4のとおり	
8. 個人の登録申請者の兼職 状況	別添5のとおり	
9. 法人の登録申請者の役員 の兼職又は兼業状況	別添6のとおり	
10. 登録申請者の事故による 損失の補てんを行う所属 証券会社等の商号又は名 称	別添7のとおり	

(記載上の注意)

- 1 「*登録番号」には、記載しないこと。
- 2 「1.法人・個人の別」は、該当するものに 印を付けること。
- 3 「2.商号又は名称」、「3.氏名」
 - (1) 法人は商号を「2.商号又は名称」に、記載し、個人は氏名を「3.氏名」に記載すること。
 - (2) 個人は「2.商号又は名称」に、商号登記をしている場合はその商号を、商号登記をしていない場合は屋号等の名称を記載することができる。
 - (3) 外国人においては、外国人登録証明書等に記載された通称名がある場合は、「3.氏名」に()書きで合わせて記載することができる。
- 4 「5.証券仲介業を行う営業所又は事務所の名称及び所在地」には、主たる営業所又は事務所及びその他の営業所又は事務所をそれぞれ区分して記載すること。
- 5 「6.所属証券会社等の商号又は名称」には、当該所属証券会社等の登録番号を併せて記載すること。
- 6 「7.他に行っている事業の種類」、「8.個人の登録申請者の兼職状況」及び「9.法人の登録申請者の役員の兼職又は兼業状況」の事業の種類は、日本標準産業分類表細分類により記載すること。
- 7 「10.登録申請者の事故による損失補てんを行う所属証券会社等の商号又は名称」には、所属証券会社等が複数ある場合のみ記載すること。

(別添1：役員の氏名)

商号又は名称

(年 月 日現在)

(ふりがな) 氏 名	役 職 名

(注意事項)

役員に変更があった場合には、第七条による届出書に、本様式により作成した変更後の全役員の氏名及び役職名を記載した書面(2部)を添付すること。

(第4面)

(別添2：証券仲介業を行う営業所又は事務所の名称及び所在地)

商号又は名称

(年 月 日現在)

名 称	所 在 地
(主たる営業所又は事務所)	
(従たる営業所又は事務所)	
(従たる営業所又は事務所)	
(従たる営業所又は事務所)	

(注意事項)

証券仲介業を行う営業所又は事務所に変更があった場合には、第七条による届出書に、本様式により作成した変更後の全ての証券仲介業を行う営業所又は事務所の名称及び所在地を記載した書面(2部)を添付すること。

無人の営業所については、別添2-2に記載すること。

(別添2 - 2 : その他の営業所のうち、無人の営業所の状況)

商号又は名称

(年 月 日現在)

財務局名	無人の営業所を統括する本店その他営業所		営業所数
	名 称	所 在 地	
			計 店

(注意事項)

営業所数は、無人の営業所の所在地を管轄する財務局毎に記載すること。

無人の営業所を統括する本店その他営業所、又は無人の営業所に変更があった場合には、第11条による届出書に、本様式により作成した変更後の無人の営業所を統括する本店その他営業所の名称及び所在地、並びに変更後の無人の営業所数を記載した書面(2部)を添付すること。

(第5面)

(別添3：所属証券会社等の商号又は名称)

商号又は名称

(年 月 日現在)

(登録番号)	商号又は名称

(注意事項)

所属証券会社等に変更があった場合には、第七条による届出書に、本様式により作成した変更後の全所属証券会社等の商号又は名称を記載した書面(2部)を添付すること。

(第6面)

(別添4：他に営んでいる事業の種類)

商号又は名称

(年 月 日現在)

他に営んでいる事業の種類

(注意事項)

他に営んでいる事業の種類に変更があった場合には、第七条による届出書に、本様式により作成した変更後の全ての他に営んでいる事業の種類を記載した書面(2部)を添付すること。

(第7面)

(別添5：個人の登録申請者の兼職状況)

商号又は名称

(年 月 日現在)

常務に従事している他の会社の商号又は名称及び業務の種類

(注意事項)

常務に従事している他の会社の商号又は名称及び業務の種類に変更があった場合には、第七条による届出書に、本様式により作成した変更後の全ての常務に従事している他の会社の商号又は名称及び業務の種類を記載した書面(2部)を添付すること。

(別添6：法人の登録申請者の役員の兼職又は兼業状況)

商号又は名称

(年 月 日現在)

(ふりがな) 役員の氏名	常務に従事している他の会社の商号又は名称 及び業務の種類又は他に営んでいる事業の種類

(注意事項)

役員が常務に従事している他の会社の商号又は名称及び業務の種類又は他に営んでいる事業の種類に変更があった場合には、第七条による届出書に、本様式により作成した変更後の全ての役員が常務に従事している他の会社の商号又は名称及び業務の種類又は他に営んでいる事業の種類を記載した書面(2部)を添付すること。

(第9面)

(別添7：登録申請者の事故による損失の補てんを行う所属証券会社等の商号又は名称)

--

(注意事項)

証券仲介業者の事故による損失の補てんを行う所属証券会社等の商号又は名称に変更があった場合または所属証券会社等が2以上になった場合には、第七条による届出書に、本様式により作成した変更後の登録申請者の事故による損失の補てんを行う所属証券会社等の商号又は名称を記載した書面(2部)を添付すること。

別紙様式第二号

30 [7] cm 以上

証券仲介業者登録票

(所属証券会社等の商号又は名称)証券仲介業

登録番号 財務(支)局長 第 号

(証券仲介業者の商号、名称又は氏名)

20 [5] cm 以上

(備考) []内は、営業所等が無人の端末である場合の大きさとする。

別紙様式第3号（第16条関係）

（日本工業規格A4）

証券仲介業に関する報告書

年	月	日から
年	月	日まで

年 月 日提出

（ふりがな）

商号又は名称

（ふりがな）

代表者氏名

代表者の役職（法人の場合）

主たる営業所等の所在地

法人・個人の別 【 法 人 ・ 個 人 】

1. 登録年月日及び登録番号

2. 所属している証券会社等

	委託契約 年月日	証券会社等名	証券会社等の登録番号

3. 役員及び使用人の状況（個人の場合の代表者は、役員欄に記載）

	役 員		使 用 人	計
		うち非常勤		
総 数	名	名	名	名
うち外務員				

4. 証券仲介業に係る口座の状況

所属証券 会社名	口 座 数			
	前 期 末	当 期 末	増 減	うち期中に媒介 を行った口座数

5. 媒介手数料の状況

（単位：百万円）

所属証券会社名	媒介手数料	その他受入手数料	計

登録 番号	財務(支)局長	号	商号・名称 又は氏名	法人・個人
----------	---------	---	---------------	-------

（記載上の注意）

1. 登録年月日及び登録番号

当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。

2. 所属している証券会社等

当期末現在において所属している証券会社等との委託契約年月日、その商号及び登録番号を記載すること（複

数の所属会社が存在する場合、適宜記載欄を設けて記載すること。)、なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。

3. 役員及び使用人の状況

当期末現在における役員及び使用人について記載すること。なお、個人であるときの代表者については、役員欄に記載すること。

4. 証券仲介業に係る口座の状況

証券仲介業に係る口座数について、前期末、当期末、期中増減、期中に証券仲介業として媒介行為を行った口座数を記載すること。

なお、「うち期中に媒介を行った口座数」の欄には、約定に至ったか否かに関わらず、期中に証券仲介業者を通じて注文を発注した顧客数を記載することとする。

5. 媒介手数料等の状況

「媒介手数料」の欄には、事業年度中に所属証券会社から得た媒介手数料の金額を記載すること。また、「その他受入手数料」の欄には、事業年中に所属証券会社から得た証券仲介業務に係る手数料のうち、媒介手数料以外の手数料の金額を記載すること。なお、両者の区分が困難である場合は、その旨を欄外に明記した上で、「媒介手数料」の欄に一括して記載すること。